

どうかんがえる？

憲法改正

憲法審査会？

憲法改正
手続法
？

緊急事態
？

今、憲法審査会で
改憲の議論を急いでいる
必要はありません

清水雅彦（日本体育大学／憲法学）

衆議院の憲法審査会で、改正公職選挙法の3項目の内容にそろえる憲法改正手続法の改正案成立後、自民党など改憲派は本格的な改憲の議論をしたいようです。

しかし、**憲法改正手続法の改正をするなら、昨年（2021年）の一部改正の際に、国民投票運動に際しての有料広告の制限やインターネットの適正利用などについて「必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」という附則4条が加えられたので、まず先にこの改正をすべきです。**また、憲法改正手続法が2007年に制定された際には参議院で18項目もの附帯決議が、2014年の一部改正の際には衆議院で7項目、参議院で20項目もの附帯決議がなされたので、**これらの「宿題」を先に片付けるべきです。**

改憲派の主張は、とにかく改憲に結びつけようとしているのがわかります。最近はロシアによるウクライナ侵攻を受けて、コロナの感染拡大後はコロナ対応を理由に、「憲法に緊急事態条項が必要だ」と主張してきました。しかし、**多くの国ではコロナ対応は法律で対応しており、憲法に緊急事態条項があれば対応ができるというものではありません。**

日本のコロナ対応の問題は、憲法25条で国民の生存権を保障し、国に社会保障や公衆衛生の向上・増進に努めることを課しているのに、それを怠ってきたことにあります。全国の保健所数は1992年に852だったのに、昨年は470。人口1000人あたりの医師数（2019年）は、OECD平均3.5人に対して日本は2.4人で、OECD加盟36か国中32位。**憲法理念の実現に努めてこなかった国会議員に、改憲を語る資格はあるのでしょうか。**

仮に議論するとしても、憲法審査会は「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行[う]」組織でもあるのですから、憲法の観点から緊急事態に対応する法制や安保法制（戦争法）などについて議論すべきでしょう。

Do-KANGAERU? Do THINK!

憲法改正手続法

マスコミなどは「国民投票法」と表現していますが、法律の正式名称は「日本国憲法の改憲手続に関する法律」で、憲法改憲に際しての国民投票以外の規定もあるため、この法律を「国民投票法」と表現するのは正しいものではありません。憲法改憲が差し迫っていなかったのに、第1次安倍政権の2007年に制定されたものです。

憲法審査会

憲法改正手続法の制定により国会法も改正し、2007年に設置された常設機関で、衆議院は50人、参議院は45人の委員で構成されています。憲法改憲原案の審議を行う組織ですが、「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行[う]」こともできる組織です。

附帯決議

法律案を可決する際に、当該法律の運用や将来の改善などについての希望意見として表明されるものです。附帯決議自体は当該法律に対する法的拘束力はありませんが、立法府による当該法律の意見表明である以上、行政府が附帯決議内容を完全に無視していいとはなりません。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない！

くわしくは → <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を！



どうかんがえる？

憲法改正

憲法審査会？

改憲政党？

何のため？

衆議院憲法審査会で 静かに進む 「憲法改正」の動き

飯島滋明（名古屋学院大学／憲法学・平和学）

いままでは予算委員会が開催されている間、憲法審査会は開催されないのが慣行でした。ところが2022年2月10日、こうした慣行が破られ、自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲4政党の意向で衆議院では憲法審査会が開催されました。その後、衆議院ではほぼ毎週木曜日、憲法審査会が開催されてきました。

「国会議員の任期延長」の改憲論議について改憲4政党の主張はほぼ一致しています。「緊急事態条項」についても自民党、日本維新の会、国民民主党は、①戦争、②内乱・テロ、③自然災害、④感染症の拡大等の場合に、①人権制約も含む緊急政令の発令、②財政処分を可能にする憲法改正を主張しています。自民党は参議院選挙前での憲法改正の動きを控えています。ただ、参議院選挙後、場合によっては3年間、国政選挙がない可能性があります。

参議院選挙の結果次第では、憲法改正の可能性があります。衆議院で憲法審査会が開催されてきたことで「十分な議論がなされた」「議論が尽きた」と改憲4政党が主張し、憲法改正国民投票を実施するための「実績作り」が行われています。改憲4政党が主張する憲法改正は予算の無駄、あるいは市民の幸せで平和な生活を奪います。だからこそ多くの法律家は反対しています。



1万5000人が集まった5月3日の憲法大集会（撮影：今井明）

Do-KANGAERU? Do THINK!

予算委員会

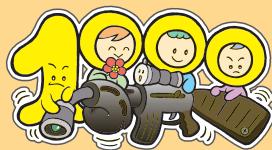
日本国憲法では衆議院と参議院の本会議ではなく、各院に設置された委員会の審議を中心に国会が運営されます（委員会中心主義）。予算委員会はそうした委員会の一つです（国会法41条）。衆議院は50人、参議院は45人となります。国の政策は「予算」が必要となること、「予算」によってその年の政治のあり方が決まります。そのため予算委員会ではあらゆる問題を取り上げられ、注目を集めます。「予算委員会」は国会審議の「花形」とされます。

緊急事態条項

戦争・内乱・恐慌や大規模な自然災害などの緊急事態の際、通常は認められない非常措置をとることを認める条項が緊急事態条項と言われます。樋口陽一東京大学名誉教授は「法を無視することをあらかじめ許す法」と紹介しています。ヒトラーが独裁政治を完成させるために緊急事態条項を悪用した歴史があるなど、法の専門家の間では一般的に危険な条項とされます。

国民投票

憲法改正に際しては国民投票が行われます（96条）。ほんらい、国民投票は主権者の意思を問う制度です。しかし国民投票は時の権力者が自分たちの政策や地位を強化するために使われてきた一面もあります。ナポレオンやヒトラー、最近ではプーチンが自己的地位を強化するために国民投票を利用しました。国民投票が実施されるのは権力者にとって都合の良い結果が出そうな時であると注意することも必要です。



戦争をさせない
1000人委員会
Anti-War Committee of 1000

改憲やってる
場合じゃない！

くわしくは <http://www.anti-war.info/shomei/>

平和といのちを大切にする
政治へと変えるため、
署名へのご協力を！

